

第3回 昭島市事務事業外部評価委員会 議 事 要 旨

[日 時] 平成27年9月30日(木) 9:00~16:00

[場 所] 昭島市役所 204会議室

[出席者]

1 委員

和田篤彦委員長、船越洋之副委員長、稻垣浩委員、竹井和子委員、古館靖史委員、

2 事務局

灘家行政経営担当課長、板野財政課長、滝瀬財政係長、進藤企画政策係長、吉野企画政策係主任

3 傍聴者 1名

[配布資料]

- ・第3回事務事業外部評価委員会 次第
- ・平成27年度事務事業外部評価事業説明シート及び資料

[議事要旨]

1 外部評価対象事業事前説明

事務局から配布資料の確認を行い、担当課より対象事業の説明に入った。

事業番号1 消防団活動事業【説明員：永井防災課長、加藤消防担当係長】

防災課長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

◆現状における課題として消防団員のサラリーマン化が挙げられているが、これはどのような意味か。また、団員の高齢化もあるが、いつごろ団員数が激減するのか、あるいは計画的に考えているのか。施設・装備品とあるのは4分団全体のものと思われるが、1台しかないものなどは各分団にそれぞれなくとも大丈夫なのか。どのように数量を決めているのか、置き場所のルールがあれば教えていただきたい。【竹井委員】

○消防団員のサラリーマン化について、本市に限らず全国的に消防団員のなり手は減少している。法律の改正があったことから女性消防団員の登用も進んでおり、昭島にも女性の団員はいるが、男性の消防団員が減ってきてている。その代り女性や学生のなり手も増えている。当初は農家や地元で働いてい

る多くの方が消防団に入っており、自営業の方も多くいた。大型スーパーができて個人商店が減る中、サラリーマン化が進み、そういったことが昭島市においても団員の確保に向けての大きな課題となっている。定数はほぼ満たしているが高齢化の問題もあるため、地域での訓練や警戒活動の機会に勧誘のチラシを配ったり、声かけを行い、若手の勧誘に当たっているのが現状である。装備品については必要最低限の配備となっている。分団ごとに受け持ちの地域が決まっており、その中で建物火災については全分団出動するが、その他の火災は受け持ちの分団が対応することになっており、必要数の備品の確保をさせていただいている。今後AEDの配備などの計画もあり、予算の範囲内で毎年補充を行っていく。機械は永久的に使えるものではなく買い替えの必要も出てくる。そういったことも考慮しながら装備の充実を図っていく。【防災課長】

◆いただいた資料より消防団員の任期は2年とあるが、これは自動で更新されるのか。そして最終的には何歳まで勤められるのか。年金制度、年齢構成、また、昭島消防署と東京消防庁の関係について伺いたい。消防団員は消防士とは待遇が違うと思われるが、昭島には消防士はいるのか。【古館委員】

○消防団員の任期は1期2年と定められているので、2年ごとに消防団長より辞令が交付される。任期満了を持って退団される方も多く、継続していただける方には再度辞令が交付される。定年について、昭島市では定年制を設けていない。年齢構成としては一番若い団員は20歳、高齢の団員は64歳である。年金制度について消防団を統括している東京都消防協会で個人年金の対応をしているが、先ほど申し上げた通り、団員には本業があり、そちらで年金に加入している方も多い。また退職金支給の規定もある。組織について、昔は警防団といって消防と警察を兼ねた団体だったが、消防法令の施行により、消防署と警察に分かれたという経過がある。仕事として消防は救助、消火活動、警察は防犯活動が主である。消防士について、昭島市は消防事務を東京消防庁に委託している。そのため昭島消防署が設置されており、その中に消防士がいる。【消防担当係長】

◆昭島市の地理的な特性などから、消防団の必要性、消防団活動をしていくことでの利点があればお伺いしたい。【稻垣委員】

○本市は地理的には多摩川、残堀川があり、浸水想定区域として指定されている地域もあるため、毎年、国立、立川、昭島の三市合同で水防訓練を行っている。また市の防災訓練においても都市型水害、一時に大量の雨が降った場合への対策について、団員が住民の方々への指導にあたっている。昭島に限らずどこにでも起こりうることだが、やはり消防団は非常時には必要であり、日々活動している状況である。【防災課長】

◆そういった内容について団員の勧誘をする際に話したり、地域のイベントで広報したり、予算計上の一環にどのように取り込んでいるか。また、今後の課題についても人手不足、資機材の老朽化などが挙げられているが、どのように予算に反映しているか。【稻垣委員】

○資機材等については昭島の安心安全にもつながるところなので、日々の点検などについてもきちんと行い、不具合があれば財政当局と調整しながら対応している。【防災課長】

◆団員の方々はそういった面には詳しくないと思われるが、認識してもらう、あるいは新たに団員になる方に認識してもらうためにどう取り組まれているか。【稻垣委員】

○消防団では月2回、車両や機材などの点検作業を行っており、入団希望の方がいればその場に来ていただいて、活動の様子を見てもらっている。ただチラシをまいて勧誘するのではなくて現場に来ていただきそういった説明しながら意識を高めるような取組も行っている。【消防担当係長】

- ◆消防団経験者が体験や知識を交えて周りの方々にお話しいただくことも、勧誘につながっていくと思われる所以でそういった活動もご検討いただきたい。【稲垣委員】
- ◆団員の方は活動にどのくらいの時間を費やしているのか。他の自治体で消防設備の金属部分を盗まれるといった事件があったが、設備の見回りはどの程度行われているのか。昨年、火災件数が増えたようだが、消防だけではなく防災面にはどの程度取組んでいるのか。【船越副委員長】
- 毎月2回、資機材やポンプ車などの点検作業がある。3.11以降、地域の方々の防災意識の高まりもあり、地域での防災訓練も頻繁に行われているので地域や消防署からの要請もあり、団員が訓練に参加することも多い。また市内に2校ある都立高校が宿泊訓練の中で応急救護訓練を実施するに当たり、動員がかかる。地域によってはお祭りもあるのでその警戒、お手伝いと、日々、警戒に当たっていたいている。最近では小学校でも消防団員を講師に授業が行われており、その間にも火災があるので家族の方のご理解がないと難しい状況である。【防災課長】
- 金属の盗難について、昭島では街頭消火器を電柱に取り付けているが、都区部では簡易消火栓を付けており、その金属部分が盗まれる事件があったが、昭島市の場合はそのような設備は機具置き場で管理されているので盗難にあったことはない。【消防担当係長】
- コストについて火災が多いと出動回数が増える。出火原因では放火が多いので、これがなくなれば出動が減ると考えている。また誤報の場合もある。大雪、大雨など、予測のできない気象状況への対応もあり、川に近づかないように昼夜問わず警戒に当たっていただることもある。消防面だけでなく、それを未然に減災するための地域での訓練、啓発活動も必要で、そういった面でも団員にはご協力いただいている。【防災課長】
- ◆消防団員の方の出動件数が平均で月2.5回、点検で月2回、イベント、防災訓練やその準備への参加など、それらを考えると消防団員の活動というのは我々が想定している以上に大変だと思われるが、団員側から待遇を改善してほしいというような要望はあるのか、あるいは要望の有無に関わらず市で改善していく方向性はあるのか。【和田委員長】
- 極力要望に沿った形で対応していきたいと考えている。昭島市は年間報酬でいえば26市平均よりも若干上回っており、団員への報酬がないところもあるので、団員からの要望があれば把握しながら希望に沿う形で務めさせていただければと思う。【防災課長】
- ◆時間が過ぎたので、まだ質問もあるかと思うが、本日の事前説明は終了する。どうもありがとうございました。【和田委員長】

事業番号2　自治会等補助事務【説明員：小松生活コミュニティ課長、小池市民活動推進係長、細谷市民活動推進係主任】

生活コミュニティ課長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

- ◆自治会加入率が低下している。退会される方が多く、引っ越ししても加入しない方が多い。退会理由の多くは役員になりたくないということだと思う。自治会費の徴収、配布物に時間を取られ、それ

だけでなく自宅にいない方が多く、何度も足を運ばなければならない。だから役員になりたくない、だから退会が多いということだと思うが、退会理由、加入しない原因は統計として取っているのか。【竹井委員】

○統計的なデータはないが、自治会長と接する中で、市民の生の声を聴いている。昔から住んでいる方はすでに加入されている方が多いので、新しく越して来た方、特に若い世代で加入しない方が多い。理由としては休みの日まで自分の時間を地域の活動に費やしたくないという理由が挙げられる。【市民活動推進係長】

◆防災、災害時の救助の面でも、自治会活動は有用だと思われ、大変さはある一方、必要であるし、魅力もあると思う。そのあたりの具体的な対策はどのように取られているか。現に加入していない方たちの意見を取り込む場を設けられないのだろうか。【竹井委員】

○そういった意見のとりまとめは自治会連合会でも行っている。また、今年の4月から自治会加入者にご近所カードというものを配布している。提携店舗でカードを見せると特典が得られるよう市内の店舗を自治連役員の方がお願いして回り、その結果、現在70店舗くらい特典が受けられるようになった。自治会に入るとこんな特典があるということ、大変なことばかりでなく良いこともあるということをアピールしていきたい。【市民活動推進係長】

◆若い方たちはご近所カードを使う必要性も感じないかもしれない。都心にお勤めで、ネットで買い物をする方も多い。そういった特典以外に昭島で暮らすにあたり、すごく重要なのだという意識を高める活動がもっと具体的に必要だと感じた。その観点から生活コミュニティ課はどの程度自治会連合会に影響力があるのか。【竹井委員】

○例えば大規模開発があって、大規模なマンション、住宅街が形成されると判れば、建物が建った時点で自治連と市で自治会を組織していただくようにお願いに伺うなど、そういった活動もしている。【生活コミュニティ課長】

◆質問ではなく意見になるが、こういった業務ではクレームの処理が大変で、御苦労も多いと思われる。お察しする。【古館委員】

◆加入していない市民に対してどのように対応しているのか。今後、自治会とまちづくり協議会をどのように組み合わせていくのか。加入率40%を切っている中で自治会を維持していくのとまちづくり協議会を並立するのは問題があると思われ、その点についてどう考えるか。それと自主防災組織は消防団とどう連携するのか。防災面で有益であるということが理解されなければ加入者は増えないと考えている。また、委託事業はどのくらいあるのか、未加入世帯に広報誌は届くのか。自治会を通じた市からの連絡事項はどれくらいあるのか。最後に職員の自治会加入率はどのくらいか。【稻垣委員】

○市として自治会を通して市民への情報提供をお願いすることは多い。昭島市では広報誌はシルバー人材センターに委託し全戸配布となっているので、自治会にお願いすることはないが、その他の配布物については、月に1回常任委員会があるのでその際に、自治会を通して配布、回覧、掲示してほしいものがある部署、警察、企業などが来てお願いしている。多いときには5～6団体からの配布物のお願いがあったりするので、かなりご負担いただいていることはこちらとしても認識している。配布物に関しては自治会加入者への配布となるが、掲示物に関しては加入者に限らず見ることは可能である。また、先ほどご近所カードについてお話しさせていただいたが、自治会未加入の方への勧誘の際に同様なものを配布させていただいたこともある。自主防災組織のほとんどは自治会がベースになって組

織されている。消防団との連携は密にしており、消防団幹部と自治会連合会との会合を 25 年度から始めている。大きな流れとして避難所関係など地域での連携が必要になってきており、訓練や説明会、研修を合同で行うなどの取組がなされている。【生活コミュニティ課長】

○昭島市の中で 3 つのまちづくり協議会がある。地域によっては自治会と連携して防災訓練やお祭りなども行っている。具体的な成果はこれから出るものと考えている。【市民活動推進係長】

◆自治会に加入しない方、自治会と方針などが合わないため、まちづくり協議会で頑張っている方もいる。二つの組織が分かれすぎると共通項がなくなり、市からの補助の問題もあるため、将来的な方向性について具体的に考えておいた方が良いと感じた。最後の職員加入率について伺いたい。【稻垣委員】

○職員全体の加入率のデータがないが、市民部の職員が約 100 名いる。昨年度その部内の活性化プロジェクトのテーマとして自治会について取り上げ、市民部でアンケートを取ったところ加入者はおよそ 50% というような状況だった。【地域活動推進係長】

◆職員の方が加入するのはいいことだと思うが、周りの方は市職員に頼る傾向にあり、職員の役員率が上がる。加入者でも不在がちの方が多く、職員が多く仕事を抱えると他の方が仕事をやらなくなり、結果的に生産性が上がらなくなる傾向にある。【稻垣委員】

◆自治会の集会所がある自治会とない自治会で活動に差はあるのか。市から補助金を支出しているが、その監査は行っているのか。【船越副委員長】

○集会所を利用して何か活動をしている場はあるかもしれないが、会そのものにあまり差はない。ただ、自治会の持ち物の保管場所、会議や研修の際に融通が利くということはあるかもしれないが、自治会活動に大きな差はないと考えている。監査については年度終了後、生活コミュニティ課に書類をご提出いただく。事業報告書、収支報告書を出していただきてその中の確認は行っている。【生活コミュニティ課長】

◆自治会を退会する理由について自分の加入自治会でアンケートを取ったところ、一番の要因は高齢だった。高齢で集会やイベントに参加できないため退会する方が多かった。それについての対策を検討中である。市や自治会連合会でも加入しない方のその要因を調べるために、応えやすいアンケート調査を行い、推定の要因ではなく実際の原因から対策を考えいただきたいが、そういう考えはあるのか。【和田委員長】

○これまでデータによってその対応策をとるというやり方はしていない。ただ個々の自治会で高齢のため退会者が増えているところがあれば、高齢者を役員にしないように配慮するなど、個別に対策を取っている状況である。【生活コミュニティ課長】

◆まだ質問などがあるかもしれないが時間になったので事前説明は終了する。本日はありがとうございました。【和田委員長】

事業番号 3 社会福祉団体補助等事業【説明員：大貫生活福祉課長、久保田福祉推進係長】

生活福祉課福祉推進係長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

◆ほぼ定額で補助金が支給されているようだが、それぞれの団体の活動内容は生活福祉課でどの程度把握されているのか。それぞれの団体の活動において補助がどの程度必要かという判断はどのようにされているのか。【竹井委員】

○活動内容については障害者関連団体であれば障害福祉課が関わってくることもあり、すべてを把握できているということではないが、関連部署で把握するよう努めている。実績については各団体から実績報告を提出いただく中で活動内容の記載がある総会資料を添付していただき確認させていただいている。日頃は障害者団体等がいろいろな事業に参加いただけるよう、会議室の確保など支援させていただいている。【生活福祉課長】

◆身体障害者福祉協会の名前が多く見受けられるが会員数が多いために補助額が多いのか。【竹井委員】

○身体障害者福祉協会については総事業費額が大きい。平成26年度については3,104,223円支出しており、その一部として204,000円を補助しているが、会員数も150名近くおり、交流事業を通して身体障害者の方々が家に引きこもることなく外に出て活動することで親睦、交流を深めることに熱心に取り組んでおり、また市のイベントにも積極的に参加していただいていることもあります、事業費もそれなりにかかっていると思われる。【福祉推進係長】

◆身体障害には四肢障害、視覚障害の方も含まれているのか。【竹井委員】

○聴覚障害者は聴覚障害者協会という別組織があるので、それ以外の障害のある方で構成されている。【福祉推進係長】

◆職員のジョブローテーション、異動はどのように行われているのか。また、自分も長年にわたり市民団体の活動に参加してきたが、一人暮らしの高齢者などの見守りの必要性から、対象の社会福祉団体にボランティアをお願いするような考えはあるか。【古館委員】

○職員の異動について、人事担当ではないが、これまで3～5年の間で異動は行われている。ボランティアへの参画について、しあわせ会は原爆被爆者の方の会ということでその体験を語り継ぐということを使命としており、語り部活動を行っているが、障害者関連の団体に関しては親睦の面が強い。会員同士交流を図る、外に出る機会を増やすために助言することはあるが、それにとどまる。【生活福祉課長】

◆社会福祉団体補助金交付要綱の中に保護観察協会が入っていないが、その理由を伺いたい。社会福祉団体に補助金を交付するにあたり、毎年度、事業等に関する報告についてはどういった形で受けているのか。また社会福祉団体について、補助や基金などを獲得することについて市の方から助言などはあるのか。【稻垣委員】

○北多摩地区保護観察協会の負担金については協会から請求があるので、補助とは性格が異なる。北多摩地区の各市で人口に基づき金額を決め負担しあっており、そこから各市の保護司会に対して経費の補助を行っている。【生活福祉課長】

◆それは法律で決まっているのか。【稻垣委員】

○法定ではなく協会の中での決まりで、北多摩地区の17市すべてが加入している。【福祉推進係長】

◆確認だが、法律や条例での決まりではなく各市との連携の中で決められたものという理解でよいのか。

【和田委員長】

○そのようにご理解いただければと思う。【生活福祉課長】

◆厚労省から指導はあるのか。【稻垣委員】

○法務省の管轄で、立川保護観察所管内の各市で結成されている。【生活福祉課長】

◆可能であればこの制度自体について詳しく説明いただければと思う。【稻垣委員】

○構成について、北多摩地区保護観察協会という名称で北、東、西に分かれている。北地区：小平、東村山、西東京、清瀬、東久留米、東地区：武蔵野、三鷹、小金井、国分寺、西地区：立川、昭島、国立、武蔵村山、東大和という構成になっている。保護観察協会の中で北、東、西と3地区に分け、さらにその下に構成市がある。各市の人口によって協会が負担金を集め、各地区、各構成市の保護司会へ分担金が交付されている。【福祉推進係長】

◆保護観察は重要な仕事なので、どういう経緯、仕組みでお金が回っているかなどは、市民に対する説明責任もあるので明確にしていただきたい。保護観察協会の組織図や事業の概要なども資料としていただきたい。【稻垣委員】

○資料に関しては準備を進めさせていただく。次に事業報告について、年度終了後に報告をいただいている。しあわせ会については会員の高齢化により活動が縮小されるため、27年度の補助金について辞退する旨、申し出があった。赤十字奉仕団と保護司会については制度的に確立しているので継続していくと見込んでいるが、その他の団体についても継続して活動いただけるよう支援を続けていきたい。

【生活福祉課長】

◆聴覚障害者協会の活動内容は手話通訳者養成、研修で、身体障害者福祉協会の活動内容とは異なると理解してよいのか。【竹井委員】

○活動内容は異なると認識している。聴覚障害者協会については毎年余剰金があるので年度ごとに話し合いの場を持つようにしている。続いて、活動資金の獲得について、赤十字奉仕団については東京都支部から交付される金額の方が大きい。また、保護司会についても保護観察協会から活動のための資金が交付されている。その他、社会福祉協議会から補助がある団体もある。現在では福祉制度も充実してきており、障害がある方が社会に溶け込むという施策が多くなってきて、団体への補助というは特段増えていないものと考えている。【生活福祉課長】

◆これらの団体に対して補助を行うようになった経緯について伺いたい。また、他に補助対象となるような団体はあるのか。市としては補助対象の団体の財務内容を常に把握しているのか。【船越副委員長】

○元の補助金交付要綱は昭和50年に作成されており、これらの団体に補助するようになった経緯については定かではない。約40年前の社会状況から、その当時、組織されていた団体に対して障害者等が孤立しないように社会に受け入れられるように支援していくためにできた制度であると推測され、途中で団体の追加・変更もあったかもしれないが、現在はこの状況である。【生活福祉課長】

◆新たに対象となる団体などはあるのか。【和田委員長】

○市で把握できる団体であれば考慮の必要はあると考えられる。個々のサークル的なものはあるかもしれないが市が補助する必要がある団体というのは把握しておらず、そのような要望も今のところはない。団体の財務内容については年度終了後に実績報告を提出していただくにあたり、決算状況、次年度の予算状況を添付いただいている。【生活福祉課長】

◆内部評価シートにこの事業に係る職員の人数が0.2とあり、ほぼ定額の補助を5団体に交付するだけなのでこの数字が適正かどうかはわからないが、それを踏まえてこの事業を社会福祉協議会に委託するような考えはあるのか。【和田委員長】

○補助交付の業務以外にもこれらの団体が社会的な活動に参加するための手続きの支援なども行ってい

るのでこの数字になっているが、社会福祉協議会への委託については、先ほども申し上げた通り、身体障害者福祉協会、聴覚障害者協会の2団体については社会福祉協議会からも補助の交付を受けており、これらを双方から支援し、チェックしていくことが必要であると考えている。また、市の業務に合わないものを社会福祉協議会にいろいろな形でお願いしていることもあるので、この事業の委託ということは考えていない。【生活福祉課長】

◆内部評価シートの現状における課題の中で、「補助額増額を求める声も上がっている」とあり、全体でみると補助額が減っている中そういった要望を認めていないのには何か理由があるのか。【和田委員長】

○要望なので団体側としては「もらえるものはほしい」という気持ちがあると思うが、これまで補助金とその団体が持っている予算の中で運営が行えていたので、必要に応じて交付していくというスタンスである。【生活福祉課長】

◆社会福祉協議会と生活福祉課と両方から補助を行っている団体と片方のみの団体があるようだが、どのような区分けなのか。【竹井委員】

○身体障害者福祉協会と聴覚障害者協会は両方から補助が交付されているが、それは行政と民間の両方から事業をチェックしバックアップしていく必要があると考えているためである。【生活福祉課長】

◆それでは時間になったので事前説明を終了する。本日はありがとうございました。【和田委員長】

事業番号4 私立保育園運営事業【説明員：小川子ども子育て支援課長、菅野子ども子育て支援係長、田中子ども子育て推進課長、熊沢教育保育係長】

子ども子育て支援係長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

◆いただいた資料に待機児童数の推移と、その対応策として認定こども園の開園などによって29年度に待機児童が解消する見込みと記載されているが、待機しているお子さんたちはどのように過ごされているのか。【竹井委員】

○認証保育所や家庭での保育で対応している方が多い。【教育保育係長】

◆待機の方々は空きが出たら入所できるのか。【竹井委員】

○順次入所させている。【教育保育係長】

◆障害児に関しては母親が就労中でなくとも入所させられるのか。【竹井委員】

○障害があるから入所できるというのではなく、保護者が就労するためにお子さんを預ける。預けられるが障害のために保育士を配置して入所させている状況である。【子ども子育て支援課長】

◆障害を理由に入所を断るケースはこれまであったか。【竹井委員】

○園が対応可能かどうかで、例えば医療行為を伴う場合は看護士を配置しなければならず、入所が難しい場合もある。なるべく受け入れるようにはしているが、過去にはお断りしたこともある。費用的には児童一人あたり1月に15万円程度、過員配置のスタッフの人工費としてかかると考えている。【子ども子育て推進課長】

◆私立保育園に対して寄付金はあるのか。【古館委員】

○保育園から寄付を受けたという報告はない。【子ども子育て支援係長】

◆児童福祉審議会から市内公立保育園を民営化すべきという報告があったようだが、通常、公立の方が安心という風潮があると思うが、どうして民営化の方向なのか。【古館委員】

○平成16年の三位一体の改革により、市立の保育園に関しては国も都も費用を負担しない、すなわち全額市で負担しなければならなくなり、昭島市のような小さな市にとっては財政的な負担が重くなった。全国的にこの流れである。公立と私立の保育は基本的には差がない。厚生労働省の保育指針に基づいて同じ保育をしている状況である。【子ども子育て推進課長】

◆市内に公立保育園2園が残されている経緯と今後の見通し、私立保育園との役割・機能の違いがあれば伺いたい。それと運営費助成補助金を市単独で行っている理由、また、助成が出ているため保育料が比較的安いということが預けている当事者にどれくらい知られているのか。最近多摩地域の保育料の比較データが出ているが、それを見て預ける場所を決めるというのはありうるのか。【稻垣委員】

○公立2園が残っている経過について、堀向保育園については近隣に保育園を新設したので平成28年度末に廃園する予定である。もう1園のなしのき保育園については、平成29年度から民間に移行する準備を進めている。公立保育園が1園もなくなるてしまうのではないかというご指摘もあると思うが、市の関与が強い社会福祉事業団を今年の2月に設立し、そこに運営を委託する形になる。保育園の民営化には時間要するので、このような形で順番に民営化を進めている。当初昭島市には5園の公立保育園があったがその内、都立保育園に関しては最初に民営化された。次に市立中神保育園、市立むさしの保育園の2園を民営化し、続いて市立堀向保育園の廃園、最後に市立なしのき保育園の社会福祉法人への移管を計画中である。次に市の単独の助成金について、国の基準をベースに委託料を支払うが、国基準は最低限のもので現実問題としては運営が成り立たないと考えている。昭島市ではそれを補う意味で助成額を設定し、民間保育園に良質な保育をお願いしている。続いて保護者の方々へのアピールについて、アピールできているとは言えないが、昭島市は多摩地区の中で保育定員が比較的多く、たくさんの保育サービスを提供できているというのは事実であり、それについてはご案内させていただいている。【子ども子育て推進課長】

◆市外の方の保育利用はあるのか。【稻垣委員】

○勤務先に応じて市外からくる方もいれば、市内から市外に預ける方もいる。在勤、在住が要件である。

【子ども子育て推進課長】

◆立川に住んでいて昭島市で働いている方の場合はどうなのか【稻垣委員】。

○立川市にも昭島市にも申し込みができる。昭島市の場合、他市からの受け入れの条件としては在勤を要件としている。【子ども子育て推進課長】

◆昭島市民で市外の保育園を利用している方もいるということで市外にも運営委託料を支払っているのか。【稻垣委員】

○26年度は市外私立保育園運営委託料として3800万円ほど支払いをしている。区の基準の金額で園によって単価が決まっているのでそれに基づき支払う。3月の段階で市外の私立保育園に通っている方が55名いた。【子ども子育て推進係長】

◆市外利用の申し込み方法を伺いたい。【稻垣委員】

○立川市民で昭島市の保育所を利用する場合、まず立川市に申請していただく。立川市から昭島市に書

類が回ってくるので審査し、入所できるようであれば昭島市から利用される方に連絡する。【子ども子育て推進係長】

○運営費については立川の保育園から園単位で昭島市へ請求が来る。【子ども子育て推進課長】

◆隣接市でなくても遠方の市町村でも利用可能か。【稲垣委員】

○入所できるようであれば利用は可能である。埼玉県の保育園を利用している市民もいる。申し込みは昭島市で行う。【子ども子育て推進課長】

◆支弁費に関して、昭島市としては最低限のものを補う意味で補助を支払っているのだと思うが、そのこと自体は法律に違反しないのか。【船越副委員長】

○補助金の支出自体は違法ではない。国は全国レベルの金額で考えており、東京都は物価も高い。また、国の基準より一段上げてサービスを提供している部分もあり、その分を都と市で負担して支出しているというのが現状である。【子ども子育て推進課長】

◆延長保育に対しても補助を行っているのか。【船越副委員長】

○減免対象者に関して、延長保育料の減免の補助をしている。【子ども子育て支援係長】

◆認可外保育園とはどのような関係になっているのか。【船越副委員長】

○認可外保育施設に関しては市からの支出はない。【子ども子育て支援係長】

◆延長保育はコストがかかるので延長保育料を設定し保護者に請求するという考えはないのか。【船越副委員長】

○延長保育料自体は利用時間に応じて保護者から徴収している。その中で収入の低い方に関してはその分を減免するため市が負担している。【子ども子育て支援係長】

◆いただいた資料の中の③平成 27 年度～平成 31 年度（5 年間）保育児童数予測・収容能力計画数について伺いたい。平成 28 年度の表の中で 0 歳児は収容能力に余裕があり、あと 17 名受け入れられる状態、1 歳児は 10 名、2 歳児は 55 名分枠が不足する。年齢によってばらつきがあるようだが、実際の保育の現場では 0 歳と 1 歳を併せて 7 名分の余裕があるという考え方で、0 歳児を担当している保育士は 1 歳児も一緒に見ることはあるのか。【和田委員長】

○現実としては法令の範囲内で定員数より若干多く児童の入所をお願いしている。同じ 0 歳児でも 3 か月の子と 11 カ月の子とではずいぶん違うので、0 歳児と 1 歳児を 3 段階に分けて保育を行っている園は確かにあり、それは違法なことではなく、個々の子どもの発育に応じた保育を実施しているという状況である。【子ども子育て推進課長】

◆次のページの（3～5 歳児）をみると計画数が予測を上回ってきている、利用する側からみれば安心感が持てるが、3 歳児を担当する保育士が 0 歳児も見ることは可能なのか。【和田委員長】

○0 歳児の場合は保育士 1 人に対し児童 3 人、4～5 歳児では保育士 1 人に対し児童 30 人まで保育が可能であるので、保育園側のシフトの問題が大きい。また、床面積規定もあり、年齢によって確保しなければならない面積も違っている。そういう差があり、部屋の作りと保育士の配置がなかなかうまくいかない。3～5 歳児に関しては欠員が出てしまうが、欠員が出ても園側にとってそれほど問題ではない。【子ども子育て推進課長】

◆いただいた資料の児童一人あたりの保育所運営費(年額)内訳（平成 25 年度実績）について、国や都の負担が市によってばらつきがある。これは年齢によるものなのか。【和田委員長】

○園の規模、100 人定員のところと 150 人定員の園では単価が違う。例えば 100 人の園が単価 10 万円で

あれば、150人の園の単価は8万円など、そういうった国の基準がある。また、保育士の経験年数によって加算される金額もあるため、その積み上げで国や都の負担金を算定する。【子ども子育て支援係長】
○国の基準額から保育料を設定するが、そのレベルが地区によって若干異なる。保育料を安くすれば、国や都がその分少し負担してくれる。全体のことを考えて不平等にならないようにという配慮もあるが、影響はある。【子ども子育て推進課長】

◆それでは時間も過ぎているので事前説明は終了する。本日はどうもありがとうございました。

事業番号5 清掃センター等維持管理【説明員：青木清掃センター長、佐々施設係長、青木業務係長】
清掃センター長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

◆重要な無くてはならない事業なので市民のレベルでできることがあれば努力していきたい。施設の延命化に向けて、焼却施設の修繕が必要になる原因として高温多湿が挙げられ、可燃ごみの水切りを十分に行わなければならないと思うが、各家庭における延命化に向けてのアピールはどのように行っているか。【竹井委員】

○ごみのリサイクル、資源化についてはごみ対策課ごみ減量係で対応している。可燃ごみを減らすために生ごみの水切り、紙類の中で古紙として活用できるものについてはなるべく古紙収集で出していくだくようお願いしている。【清掃センター長】

◆「施設の延命化のために」という文言を入れた方がより効果的だと思われる。分別、資源化は常々聞いているが、焼却施設が大変な状況にあること、修繕のためにどれほどの費用が掛かるかということをもっと市民に知らせていく方がごみ減量に効果があると思われる。自分だけならいいだろうと、もっと水分を絞れるのに出てしまっている家庭も多いように見受けられる。PRはごみ対策課で行っているということだが、清掃センターでももっとPRが必要と感じられた。焼却施設が壊れることは市民にとっては大変なことなので、市民として協力しなければと強く感じた。【竹井委員】

○生ごみについては80%が水分といわれているくらい、水切りがごみの減量につながる。その観点からPRの仕方をごみ対策課と協議していきたい。一度でも施設を見学していただくとよくわかるので、環境コミュニケーションセンターでも清掃センターでも見学を受け入れ、PRに努めていきたい。【清掃センター長】

◆近隣市と合同で焼却施設を持つなど、広域でのごみ処理について、現時点でプランはあるのか。ごみの戸別収集について、可燃ごみを朝、自宅の敷地内に置いてもきちんと持って行ってくださることに感謝している。それから過去に清掃センターにごみの持ち込みをしたことがあり、焼却施設入口の間際まで自分で車を寄せてごみの搬入を行ったが、車の操作を一步間違えば危険な状況にあると感じた。現在はどのようにになっているのか。【古館委員】

○広域的なごみ処理については具体的な計画はまだない。ただ、今の施設はすでに20年が経過しており、単独で建て替えるか、何市か合同で広域的な処理を行うか、メリット、デメリットがそれぞれあると思うので理事者と協議し計画していくことを検討している。現在三多摩の中では広域処理が3分の2

ほどで、単独で処理を行っている市は少ない状況にある。ごみ焼却施設を集約すれば維持管理に係る経費は抑えられるが、その分ごみをそこまで運ぶ費用が増える。また、共同で行う場合はごみの収集形態、例えば可燃ごみの定義などを統一しなければならず、そういったところも考慮しながら検討していきたいと考えている。ごみの持ち込みについて、現在は清掃センターではごみの持ち込みを受入れておらず、すべて環境コミュニケーションセンターで受入れているため、事故に関しては心配のない状況になっている。【清掃センター長】

◆広域的なごみ処理の話があったが、将来的には施設を更新しなければならない時期が来ると思われる。その場合に周辺対策、近隣対策は事業としてあるのか。更新する場合に現在の場所に建て替えることを前提としているのか、それとも市内で移転することを考えているのか。もう一つ、特定防衛施設周辺整備調整交付金が特定財源として計上されているが、もしこれがなければ施設の運用に違いが出てくるのか。基地からのごみは市で処理されているのか。延命化について、将来的に建て替える場合、現在の場所に建てるなら延命化の費用が安く済むといったことはあるのか。【稻垣委員】

○焼却施設の更新についての方針はまだ明確になっておらず、周辺対策というと八王子市との境にあるため八王子市民への対策となる。以前から焼却施設があったが、その上の滝山台住宅は施設が建設された後にできており、ダイオキシンなどいろいろな問題があり、実際は環境コミュニケーションセンターも清掃センター付近に建設する予定だったが、問題になったため現在の場所に建設となった。そのため現在の場所での建て替えは難しいと考えている。国からの補助金も周辺住民の方に納得いただかなければ交付されない形になっているので建て替えは厳しい。次に基地から出るごみについて、基地の中に焼却施設があるようで、そちらで処理を行っているようである。排水施設などもあると思われるが、基地の中の施設に関してはこちらでは具体的に把握はしていない。【清掃センター長】

○補助金については27年度当初予算では防衛施設周辺整備調整交付金ではなく東京都の交付金を充てている。36年度までの延命化を考えるにあたり、残りの期間が10年を切った施設に対して防衛からの補助を充てられるかどうかを考え、都の総合交付金については特定の事業に対する補助ではなく一般財源の補完として交付されるものなので、今後はそういったものを一定程度充当する形で行っていく。防衛の交付金より額が少ないので都の交付金の中でのバランスから調整した結果こうなった。延命化についてもその年数の間保たせるための作業について精査し、ギリギリの額まで落としてもらうなどしてこの金額となっている。延命化の作業については25年度から5年間の予定で、延命化のスケジュールもあるが、それに係る金額に応じて充当金額も変わってくる。26年度までが31年度まで延命させるための作業期間であって、25年度に精密機能検査をして27年度から次の延命化の作業に入っていく。

【財政課長】

○当初、31年度までは延命しようということで計画を立てて修繕を実施してきたところだが、それについては26年度でおおむね完了している。新たな施設に向けてということになると、具体的な方向性が決定していないため、単独ということになると建設に7~10年間一般的にかかるといわれており、そうなると36年までの延命措置を念頭に入れて修繕していくことで新たな計画を立てている。その中で財政負担も大きくなるので、最低限保たせるための修繕をしていく中で、一般財源で予算を計上しそこに交付金などを充当している形なので、直接延命化に対して交付金をもらうという形ではない。充当に関しては財政課の方で割り振りをしている形となっている。【施設係長】

◆先の見通しが立たなければ絶たないほど何年かごとに延命措置をしながらやっていかなければならぬ

いということなのか。【稻垣委員】

○そういった意味では次期計画については早めに方向性等を固めなければならないが、共同処理など様々な方策があるのでそれらを踏まえながら何が市にとっていちばん有益なのかを検討しなければならないと考えている。【施設係長】

◆電気代がかかるという話だが太陽光発電の利用は可能なのか。【船越委員】

○1日当たり清掃施設の運転に1万1千キロワット使用している。補助的に太陽光を使ってということでもかなりの敷地が必要で、設置費用もかかるため、それを何十年かかって回収できるかを考えると、現状で節電に努めながらの方がコストが抑えられていると考えている。清掃センターも東日本大震災を受けて計画停電を経験している。焼却施設というのはスイッチを切れば止まるものではない。何時から停電ということであればその4時間前から停止の方向で動かなければならない。また、計画停電が解消されてから元の状態に戻るために3~4時間かかる。途中に休止が入るだけで前後併せて12時間くらいの影響が出る。どうしても電力を使うところなので、先ほど申し上げた通り契約電力を削減し経費を抑えており、焼却施設1炉の運転でギリギリの値である600kWまで落としている。どのように削減を行えるかを東電と協議をして、メニューの中から施設別・時間帯別というのを選び、25年度、26年度で前の年から160万くらい節約ができたと考えている。固定費が変わらないので1日の焼却量を減らしても変わりがない。また、減らすことによって公害の発生率が高くなるので、通常通り運転し、ごみ量が減になった段階で停止期間を早める。3ヶ月ごとに炉を切り替えて運転しているが、その切り替えで空ける時間を長くとるなど、といった形で電気量の削減、公害防止できるような形で運用している。【施設係長】

◆清掃センターの維持管理の中心は焼却炉をどのように長持ちさせるかがポイントという話だったと思う。それにあたり炉の改定、ランニングコストとなる電力料金を軽減するのに努力されているかがよくわかった。質問になるが、本日いただいた資料の中で市民一人あたりの可燃ごみ量の推移があり、軽減されてきているのが分かる。これまでの話から電力量の削減については一定量以上削減しないと必ずしも効果がない。それでもやはりごみの減量は焼却炉の維持延命化に役立つ。それが清掃センターの延命化につながる。可燃ごみの減量がだと感じられた。昭島市と26市平均の可燃ごみ量は共に減ってきてているが、昭島市は26市平均まで及んでいない。だがこの10年間で昭島市は60kg、26市は40kg減らしてきた。昭島市は26市が減らしてきたごみの量に対して1.5倍の量を減量している。この間市民のごみ減量に対して清掃センターとしてどのような努力をされてきたのか。【和田委員長】

○その間にごみの有料化、分別化・資源化を推し進めた結果、市民に浸透してきたと考えている。また、戸別収集に変えたこともある。昔のようにステーション方式だとポイ捨てが多くなるが、ごみの排出責任を明確にすることで、ごみを出すことに対して意識を高めることができた。7分別にしたことによって資源化、環境問題への意識も広がり、市民の皆さんへの努力によりこれまで可燃ごみに入っていたものが資源になったり、資源化に動きが出たことは確かである。【施設係長】

◆今スーパー等でトレーなどのダストボックスを設けている。スーパー側はそれを業者に売却している。分別化が進むことによって市の負担も軽くなる。それが施設の延命化にもつながる。ごみの有料化について、袋を買ってもらうことによってその導入前よりごみ量が2割減ったと聞いている。すごい削減だと思う。その削減を促進するべくプラスチック関係が円高も含めて価格が上がっているため、袋を値上げし、そのことによってごみの量を減らすことは可能ではないか、そういう方法もあるが、そ

ういった考えはあるかと聞いたら、市民の抵抗が大きいため値上げは考えていないという回答をいただいたことがある。そのことについて清掃センターから意見があれば伺いたい。ごみ袋を値上げすることによって、結局は市民に返ってくる。炉が延命化されてそのための費用が少なくて済む。どう思われるか。【和田委員長】

○ごみ袋の値上げをすれば、市民がごみを少なくしようと努力するかもしれない。それも考え方の一つではある。万が一、広域化した場合にそのあたりの統一的な袋の値段なども考えなければならず、一概に値上げした方がいいというような考えはないが、財源の確保といった点からは有効だと考えられる。【清掃センター長】

◆ありがとうございました。時間も過ぎているので本日の事前説明は終了とする。【和田委員長】

事業番号 6 交通安全協会補助事業【説明員：角田交通対策課長、大貫交通安全係長、町田交通安全係主任、後藤交通安全係主事】

交通対策課長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

◆指導員数の不足が課題として挙げられているが、指導員が集まらなかった場合はどうなるのか。【竹井委員】

○現在秋の交通安全運動が実施されているが、警察署員だけですべての交差点に立つことは難しいので、何らかの方法で人員を確保し、運動を続けていきたいと考えている。【交通対策課長】

◆年度当初などは新入学児童の見守りも必要になってくると思う。その際に保護者の方が交代で交差点などに立つようなことは可能か。【竹井委員】

○これから会員数が減少していくようであれば検討していかなければならない。会員の高齢化が進み、実際問題として若い方は就労時間中には活動できないため、そこが課題となっている。【交通対策課長】

◆その問題は交通安全協会だけではなくいろいろなボランティア団体の共通の悩みだと思うが、それをすべてボランティア任せでよいのかといった考え方もある。【竹井委員】

○実際には年度初めに保護者の方が交差点に立つこともあるので、これまでのところは安全に運営が行われている。ただこれからは自治会の加入率も下がっている中で厳しい状況にあるが、極力現状を保っていきたい。【交通対策課長】

◆経費の問題について、不足分はどうなるのか。【竹井委員】

○補助金だけでは賄えないため、会員から会費を集めている。資料として配布させていただいた平成 26 年度の決算報告書より、決算額が 9,370,399 円でそのうち補助金額は 2,487,840 円である。【交通対策課長】

◆寄付もあるのか。【竹井委員】

○会の役員、会長や副会長、企業からも一部寄付がある。市民の方の安全安心を守るための事業なので寄付としては非常に有効なものだと考えられる。【交通対策課長】

◆市に警察官は常駐しているのか。【古館委員】

○常駐はない。【交通対策課長】

◆指導員については資格や認定試験などはあるのか。【古館委員】

○講習を受講していただいている。【交通安全係長】

◆制服はあるのか。【古館委員】

○交通安全協会から支給している。【交通安全係主任】

◆交通事故件数が減少しているということで協会の方々にも感謝したい。【古館委員】

◆都や一番関係がありそうな警察からの補助はないのか。市からの補助と会費での運営ということであれば、補助金の使途についてチェック機能が働くかというのが重要になると思うが、年間行事を見ると視察研修先が松本城であったりビール工場であったりする。【稻垣委員】

○その費用に関しては市からの補助は充当していないことになっている。【交通対策課長】

◆決算資料より、支出のところで管理者部会活動費という項目の金額が大きいが、どういった理由からか。【稻垣委員】

○会費の規定に、納入された会費の 40%を納入支部の活動費として還付するという決まりがあり、そのためこのような配分になっている。また市で注意喚起の立て看板や横断幕を設置することがあるが、地域ごとに同じようなものを「～支部」と名前を入れて設置しており、こういった予算を活用している。【交通安全係長】

◆支部ごとに会計があるようだが、そのチェックはどのようにになっているのか。例えば還付されたお金で、視察旅行に行くことも可能だと思うがどうなのか。【稻垣委員】

○視察研修の費用に関しては市からの補助は充当していない。【交通対策課長】

◆協会から直接支払うのではなく、支部に還付され、個々の会員に入り、その会員がその会費で支払うことは可能である。立て看板自体は本部で一括発注して名前だけ書きかえれば問題はないのではないか。制服が足りないとすれば還元されたお金で買った方が使う人が明確なので良いと思うがどうか。そのあたりが補助金制度の問題のところで、還元するというのは交通安全協会の決まりで、市として使途がどうかということを確認できるようないと補助金の判断はできない。それから 3400 人の会員がいたとしても全員が総会に出ているとは考えられない。執行部的な一部の方で動いていることが多いと思われる所以、その中で何かが起きなければ規程は変わらないと思われる。交通安全協会の事業は非常に大変で重要なものだと思うし、子どもの安全を見守っていくといったところで人員不足があって困る。だからこそその部分を明確にさせておかなければならないのではないか。一部の方たちばかりが活動することによって、逆に若い方が入ってこないということにもなりかねない。

【稻垣委員】

◆視察の目的が親睦であればよいと思う。実情が分かればよいがそういった把握はしているのか。【船越副委員長】

○詳細まで把握できていない。中には親睦もあると考えている。【交通対策課長】

◆昨年度に評価を行った事業の中でも「委員同士がコミュニケーションを図っていないと現場で上手くまとまらない」といった話があった。そういう意味では必要な経費だと考えている。【和田委員長】

◆地域の方たちと懇親を図り、交通安全協会の活動への理解を高めてもらうなど、やり方は他にあると思うので検討していただきたい。【稻垣委員】

◆自分としては交通安全協会の存在を身近に感じていたが、この決算書を拝見し認識を改めた。例えば

役員会費という項目では会長や副会長はいろいろ拘束があるにもかかわらず自前で2万円、1万円を支払っている。それでいて地域の安全と安心のためにこれだけの活動をしている。市からの補助で運営していると考えていたが違っていた。そこで25年度と26年度の決算額をみると金額が下がっていた。市からの補助に関しては増額はないとのことなので、そのことによって活動が委縮されるのではないかと心配されるが、そういう点からはどうお考えか。【和田委員長】

◆事業が委縮していくというのは良い傾向ではないが、市としても財政状況を勘案し補助金の増額ということは考えていない。予算の範囲内でできる限りのことをやっていただきたいと思っている。【交通対策課長】

○自分からは以上である。他に質問があれば伺いたい。【和田委員長】

◆なぜ、昭島は他市に比べて会員が多いのか。【稻垣委員】

○会費納入者が多い。会費を納入している方は実際に活動をしていなくても会員である。【交通対策課長】

◆会費を納めることでバックアップする方と指導員として実際に活動にあたる方いるということだと思う。それでは他になければ事前説明は終了する。本日はありがとうございました。【和田委員長】

事業番号7 教育相談事業【説明員：岡部指導課長、稻富統括指導主事、加藤特別支援教育係長】
指導課長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

◆教育相談室はどこにあるのか。【竹井委員】

○昭島駅より徒歩5分、昭和町分室の2階に設置されている。【統括指導主事】

◆相談したい場合はどうすればよいのか。【竹井委員】

○電話で相談内容を話し予約していただく。平成25年度より電話相談の内容を指導課内で協議し、担当者を決めた上で相談にあたる。このやり方を始めてから教育相談室、就学相談、学校で情報の共有ができるようになったため、最初から話し始めることなくスムーズに進められるようになった。【統括指導主事】

◆ケースによっては何年も続けて相談に通う方もいると思うが、担当者は同じ方が継続できるのか。【竹井委員】

○基本的には変えない。臨床心理士は異動があり学校が変わることがあるが、その場合は例年2～3月に引き継ぎを行う。【統括指導主事】

◆教育相談は卒業してしまったら終わりか。【竹井委員】

○高校生年齢相当まで相談に応じている。【統括指導主事】

◆職員4名体制で適応指導教室のスタッフとダブルのわけではなく別に人がいるということだが、人員の不足を感じることはあるか。【竹井委員】

○常時4名が常駐しているのではなく、教職経験者は週4日の勤務だが臨床心理士は週3日の勤務で入れ替えである。平均すると2人ということになる。そのため午後の時間帯は対応が難しいこともある。

【統括指導主事】

- ◆教育相談を受けたいけれども十分な時間を取りていただけないこともあるのか。【竹井委員】
- 年度末にかけての期間など、場合によってはそういったこともある。【統括指導主事】
- ◆担当教員からの連絡、保護者からの連絡があると思うが、内訳としてはどのような割合か。【竹井委員】
- 基本的には保護者からの連絡がほとんどである。学校には東京都から派遣されているスクールカウンセラーがいるため、教員から直接教育相談室に相談ということはほぼない。学校からの場合は校長、副校長など管理職から連絡が入る形になっている。【統括指導主事】
- ◆教育相談室で相談を受けられない場合は、学校のスクールカウンセラーに対応いただく場合もあるから比較的充足されていると考えていいのか。【竹井委員】
- 必要最低限は充足するようになってきた。スクールカウンセラーにみていただくメリットはその子の学校での姿が把握できるということである。スクールカウンセラーは1校に一人東京都が配置している。【統括指導主事】
- ◆お子さんに明らかに問題がある場合でも保護者の方が協力的でないときはどうするのか。【竹井委員】
- 基本的には保護者からの相談が一番対応しやすい。ただ臨床心理士の巡回相談があるので、巡回で学校に行った際に教員にアドバイスをするなどして対応している。保護者への投げかけはタイミングを間違えないように慎重にしていかなければならない部分がある。【統括指導主事】
- ◆お子さんの発達に関しては家庭と学校とで共通の認識がなければ難しいと感じている。【竹井委員】
- ◆教育相談については子どもたちや保護者からの相談が主だと思うが、教員が自分自身の問題で相談したい場合はどうすればいいのか。以前学校管理員として務めていた際、保護者との関係が悪化して教員が辞めていくというケースがあった。教員への相談体制の整備も必要ではないかと感じた。もうひとつ、資料からもいじめによる不登校が多いということが分かるが、国会議員の馳浩さんが高卒認定試験（大検）と同じように、高検、中検という制度を作るような活動をしているが、このことに対して何かお考えがあれば伺いたい。【古館委員】
- 保護者との関係に悩む教員は今も多いと思われる。学校内で相談というと管理職が中心となって対応にあたっていたり、スクールカウンセラーも子どもに対する相談には応じている。教育委員会でも教員への支援策として、指導主事を派遣して相談に応じることもある。東京都では年間でかなり病休、精神的な病気の方も増えてきており、教員のメンタルヘルスを重視している。共済組合、福利厚生事業団で機関を設けて専門家や精神科医が相談に応じている。また保護者の苦情対応について問題解決サポートセンターを設置しており、先生たちからの相談、対処の仕方のアドバイスを専門家が行っている。【指導課長】
- 2点目について、不登校で学習が確立しないまま卒業年齢を迎ってしまうケースもあり、卒業程度の学力があるかを測る指標を作っていくというのも一つの考え方ではないかと思う。市としては適応指導教室があり、不登校傾向にあるときに子どもたちが学習できる場を提供している。子どもたちがただ単に通ってくれればいいのではなく、本来の学校での学習を自分のペースで学習するときにどのようなものがいいのか、一人一人の子どもさんに合わせてカリキュラムを作っているので、子どもたちが学校になかなかいけない場合でも適応指導教室である程度の学習については卒業までのレベルに引き上げていかなければいけないと考えている。【統括指導主事】
- ◆教育相談員の報酬についてはどのような基準で決まっているのか。報酬の在り方によっては相談員の採用、人材の確保に関係するものと考えられる。2点目、児相や病院など外部との連携についてはど

のようになっているのか。3点目、保護者からの相談が多いということだが、子どもたちにはどの程度認知されているのか、相談しやすいような取組をしているのか。【稻垣委員】

○報酬については要綱にある通り、教育相談員、就学相談員ともに日額13,800円、巡回相談員については日額17,000円となっている。巡回相談員は平成25年度から導入しており、都内各市の状況を見て金額を設定した。教育相談員についてはその年の市の予算額との兼ね合いを見て設定している。【特別支援教育係長】

◆他の自治体と比較してどうか。【稻垣委員】

○各市とも勤務時間数など雇用の形態が異なっており、一概に金額での比較はできないが、市の規模に見合った額で設定している。【特別支援教育係長】

○外部との連携について、主に教育相談室に配置している臨床心理士が児童相談所のケース会議等にも参加している。また、スクールソーシャルワーカーも平成20年度から導入している経緯があり、医療と福祉とをつなぐ役割をしている。直接お子さんからの相談は受けていないが、病院、児童相談所との連絡調整などの役目がある。そういう役割のものを置かなければ臨床心理士の本来の業務に支障が出るため補完体制を整えている。3点目、年間2回教育相談室といじめ相談ホットラインの電話番号を周知しており、悩んだ時に電話してくるお子さんもいる。時期としては長い休みに入る前に市内の学校に一斉に周知を行っている。【統括指導主事】

◆周知の方法として「教育相談室のご案内」というパンフレットを資料として配布していただいているが、これは子どもたちに配布しているものか。今はメールの利用が多いと思われるがメールで相談した場合はどうすればよいか。【船越副委員長】

○QRコードを掲載しており、そちらをご利用いただいている。子ども向けのものにも同様に掲載している。【統括指導主事】

◆連携について、パンフレットに「相談内容の秘密は守ります」とあるが、その内容が学校に伝わることで問題になったりすることはあるか。【船越副委員長】

○入ってくる情報について、保護者やお子さんからの許可がない限りは学校に提供することはない。許可があった場合は学校と連携できるが、拒否される場合もあり、その時は教育委員会内では情報共有するが学校には情報提供をしない。ただ以前に比べて「言わないでください」ということは少なくなってきた。【統括指導主事】

◆メールでの相談は多いか。【船越副委員長】

○メール相談の利用は少ない。メールは相談への入り口にはなっているが、その後は来所での相談が多い。逆にいたずらメールが多い。【統括指導主事】

◆いじめの件数についての資料を配布していただいたが、先ほどの説明では24年度は大津の事件を受け、軽微なものもカウントしてこの件数になったということだが、22年度、23年度が60~70数件で24年度が463件といわれても、受け取る側からすると信頼できないと感じる。いじめはどの範囲までか。大津の事件が社会問題として大きく取り上げられたため詳細な調査を行ったということは22、23年度も同じ方法で行えば件数が変わってくるかもしれない。このようなデータはどのように把握されるのか。【和田委員長】

○例年いじめの調査は年度終了後の4月にその前年度の状況を調査している。平成24年度についてはそれにプラスして緊急調査をかけ、軽微なものでも挙げなさいと学校に指示を出した。そのためこのデ

ータの中にはちょっとした兄弟げんかも含まれている。子どもたちも例年であれば定期的なアンケート調査への回答を行っていたが、それに加えて力が入っている調査だと感じたはずである。機関としては調査から回答まで1週間と時間が短く、1件1件精査できていない。アプローチが違っていたための結果であるとこちらでも把握している。【統括指導主事】

◆指導課の方で内容も吟味されていて、件数の意味も分かっているというなら納得できた。次にもう一つの相談状況の資料の中で圧倒的に多いのが不登校だが、全体の件数の中で、不登校の割合が24~26年度でだんだん増えてきている。不登校の問題について学校やケースワーカーにお任せで、指導課ではそのサポートを行うような位置づけなのか、この増加について指導課としてどのように問題視し、対応されているのか。【和田委員長】

○教育委員会でも不登校に関して、月5日以上休んでいるケースに関しては個別の状況報告書をいただいている。その状況報告書に関して学校ごとに指導主事から連絡している。この資料の25、26年度の不登校による件数が増えているのは、相談室の機能を少しずつ変えているからということもある。相談室の横に適応指導教室があり、その教室に通っている児童・生徒の保護者が一緒に相談ということも多々あり、軽微なものでも相談に乗ろうという体制になってきている。周知はまだ必要だが家庭にとって不登校というのは非常にエネルギーのいる問題で、それについての相談に乗ることで支援できるのであれば教育相談室もその役割を果たしていきたい。件数は減ってくるのが理想だが、これが本市の現在の状況である。【統括指導主事】

◆教育相談員の配置に関する要綱の中で解職という項目があるが、相談員に対する評価はあるのか。勤務成績が良好でない場合は解職もありうるようだがどうなのか。【和田委員長】

○教育相談室に主任指導員がおり、そちらで相談員の日々の勤務状況を把握して、次年度の採用に関して報告書を提出している。その評価に基づき次年度の更新を考え、面接の参考にするなどして利用している。【特別支援教育係長】

◆これまで契約を更新しない事例はあったか。【和田委員長】

○過去にはそういったこともあった。【特別支援教育係長】

◆自分からの質問は以上である。他に委員から何かあればお願いしたい。【和田委員長】

◆相談件数の数値について保護者と児童・生徒を別々にカウントしているのか。【竹井委員】

○相談室に同伴で入った場合には1件、別々に入った場合には2件としてカウントしている。【特別支援教育係長】

◆家族で別々の相談をするようなケースがあるのか。【稻垣委員】

○保護者の相談に子どもがついてくる場合は内容は同じだが、別々の臨床心理士が親子両方から話を聞くケースもある。【特別支援教育係長】

○継続した相談の場合、親担当と子担当に分けて同時に行わないと効果がない。仲介のような形ではなく、親だけ、子どもだけに対して相談を受けている。【指導課長】

◆それでは事前説明は終了する。本日はどうもありがとうございました。【和田委員長】

事業番号8 市民会館文化事業協会補助事業【説明員：河野市民会館・公民館長、笹本管理係長】

市民会館・公民館長より事務事業評価（外部評価）説明シート、事務事業評価（内部評価）シート

及び資料に基づき事業の説明を行った後、質疑応答に入った。

《質疑応答》

- ◆チケットの販売率について、販売率が低ければ経理上厳しい状況と思われるが、どうなのか。【竹井委員】
 - 支出金額が決まっているので空席を一つでも埋めることが大切だと考えている。【市民会館・公民館長】
- ◆入場料の設定はどのようにしているのか。【竹井委員】
 - 出演者の事務所から、出演者のランクで最低金額を提示され、それをもとに市民の方が来やすい金額で交渉させていただいている。概ね近隣市町村で同じようなイベントを行った場合と同程度の金額で設定している。【市民会館・公民館長】
- ◆販売率が厳しい場合にどのように補充することを考えているのか。【竹井委員】
 - 今のところ補助金で補填ができている状況だが、今後続けていくにあたり、一定の事業者と会場権とチケット収入を半分ずつ持つ共催事業の実施や、東京都の補助金を活用する若手音楽家の育成のためのフレッシュコンサート事業の開催などを考えている。【市民会館・公民館長】
- ◆出演者はどのように決めているのか。【竹井委員】
 - 出演者についてはいろいろなところから申込みがあるが、過去に興業を行ったもの、他市で評判が良かったもの、文化事業協会の理事からの意見もあり、それらを考慮して演目が偏らないようにバランスよく計画することに努めている。【市民会館・公民館長】
- ◆予定よりも多く案が出た場合はどうするのか。【竹井委員】
 - 事務局で案を作るが、どうしてもというときは予算状況をみながら検討する。【市民会館・公民館長】
- ◆ネーミングライツの契約内容について伺いたい。【古館委員】
 - ネーミングライツについて、平成26年4月1日から29年3月31日までの3年間で契約をしている。金額は年額180万円、愛称はKOTORIホール、KOTORIというのはフォスター電機のヘッドフォンの愛称で、親しみやすい名前ということでKOTORIホールとなった。命名料は年度ごとに支払いで、継続の場合は契約終了の6か月前までに話し合いをして延長できることになっている。協定解除の要件としては、フォスター電気側が協定に違反したとき、ふさわしくない行為があった時、都合により履行が困難になった時、市側が違反したとき、市民会館のイメージが低下するのではないかといったときは解除できる。共催事業として「スクリーンミュージックの宴」という事業があり、社会貢献ということでKOTORIホールには車いす席が6席あるが、そのうちの5席を障害者、車いすを使用している方を招待したいという申し出があり、社会福祉協議会を通して車いすの方を招待することとした。【市民会館・公民館長】
- ◆年額180万円は安すぎるように思えるが、フォスター電機のチャリティーの精神に感謝したい。【古館委員】
 - ◆何%くらいの販売率があれば問題ないのか。目標設定はどうなっているのか。ジャズライブナイトはなぜ毎回販売率が高いのか。文化事業協会の方たちは理事長以下どういった方たちで構成されているのか。宝くじ助成、地域創造など補助のあるコンサートがよくあるが、そういったものに対して活用する方向か否か、会館の維持という面ではやりやすいと思われるが、そのあたりについて何か方針があれば伺いたい。【稻垣委員】

○予算上では販売率を 80%程度と見込んでいる。出演料はかなり高額になり、それを座席数で割る。赤字ではあるが 80%程度の販売を目標としている。ジャズライブについては大ホールではなく小ホールで開催しており、座席数は大体 120 席で、開館間もないところから実施しており固定客もいる。決まった方がお買い求めになると席数が少ないと、平日夜間で比較的参加しやすいということもあり販売率が高い。120 席を販売するのと 1100 席を販売するのではかなり違う。広報の仕方は市広報誌以外にも市外で新聞に折り込みを入れたり、ホールインフォメーション、ぴあに掲載したりして近隣市町村の在住者にも周知に努めている。文化事業協会の組織としては理事長を副市長が務め、副理事長を教育長、理事には生涯学習部長の他に 5 人の方がいる。法曹関係経験者、音楽関係の職の方、幼児教育に関わりのある方などで構成されており、年 2 回の理事会に出席いただいている。通常の事務は職員が 1 名、臨時職員が 1 名の 2 名体制で行っている。【市民会館・公民館長】

◆実際にコンサートの中身を決めるのは理事なのか。【稻垣委員】

○文化事業協会の職員と事務局として自分や市民会館管理係の職員も関わっているのでその中である程度の原案を作り理事会に諮る。その間に理事の出入りもあり、評判のいい催し物の情報があればその実績なども考慮し候補に入れることもある。【市民会館・公民館長】

◆協会の職員は市からの出向か、協会で採用されたものか。【稻垣委員】

○市を退職した職員で、協会の職員として採用された。臨時職員は昨年事務量が増えた際に、週 4 日勤務の職員を補うために採用した。週 3 日 6 時間勤務である。【市民会館・公民館長】

◆退職されて協会に採用されたのはどういった経緯からか。【稻垣委員】

○退職時の職が市民会館・公民館の館長でそのまま協会の職員となった。採用の条件としては市職員と同じだが、市からは離れ別組織の職員となっている。【市民会館・公民館長】

◆立場としては違うが一部の理事を除きほぼ市でやっているような準直営のような形態で、地域によってはある程度経験のある方の採用を行っているが、そういった方を採用したいとか何か変えた方がいいこと、限界を感じることがあれば伺いたい。【稻垣委員】

○市民会館・公民館長がそのまま残ったようななかたちで、経験もあるし業者との付き合いもある。いろいろな面でメリットがあると考えている。他市で文化事業財団のようなものを立ち上げて事業を行っているところもあるが、財団を作るとなると煩雑な手続きが必要であったり、出演料も高額なものになってくる。半分職員が行っている小規模な形態で、チケットの発売や催し物で人手が必要になる際は、市民会館の職員の手を借り、人件費は最低限に抑えられていると考えている。宝くじ助成、地域創造の事業について、いろいろな補助金を活用することによって事業の幅も広がり赤字を減らすこともできるので今年度も活用する方向で考えている。こういった制度を活用しながら、より多くの方に来ていただくよう PR に努めたい。【市民会館・公民館長】

◆自分たちでコンテンツを作ったり、セレクトする能力があるので、そういった制度の活用は善し悪しがあるという認識でいていただきたい。【稻垣委員】

○住まいの近くで文化芸術に触れる機会があるということが大事であると考えている。遠方まで足を運べない高齢の方、あるいは幼いお子さん方にもそういった機会の提供に努めていきたい。【市民会館・公民館長】

◆この教会の事業収入はチケットの販売収入か。【船越副委員長】

○大部分がチケットの販売収入だが、そのほかにホールインフォメーションの下の部分に広告を掲載し

ており、市内の事業者や他市の市民会館の催し物などを掲載し広告収入を得ている。【市民会館・公民館長】

◆平成 26 年度の事業数は報告書に掲載のある 12 事業のみか。【船越副委員長】

○報告書のとおりである。【市民会館・公民館長】

◆平成 24~26 年度の事業報告書をご用意いただいたが、26 年度の補助事業等実績報告書の下の方に事業費財源の財源内訳が記載されており、その中で雑収入、繰入金他の内容について伺いたい。【和田委員長】

○雑収入の主なものは広告収入である。繰入金他は年度末に実施した共催事業の共催相手への支払いが翌年度になったため、前年度繰越金とは別に記載している。【市民会館・公民館長】

◆次にその中の事業収入 26,826,600 円とあるが、上段の支出欄に事業費 43,469,588 円とあり、その上の管理費は職員人件費や維持管理に係るものだと思われるが、これが実質的に事業に係った金額だと考えられる。事業費 4300 万円に対して事業収入 2680 万だから 1700 万くらいの実質的赤字になっている。それに対して次ページより事業ごとの販売率が掲載されているが、どの事業だったら販売率が良かったとか悪かったとか、市民会館・公民館の方でフィードバックしているのか。それとも文化事業協会に任せているのか。それは企画がどうだったのかということにつながると考えているがどう思うか。【和田委員長】

○それについては理事会の中でも話があり、日頃より翌年度の事業を計画する中でもチケットの販売状況についてを職員も検証するために、職員同士でその都度話し合いの場を持つようにしている。【市民会館・公民館長】

◆同じような視点から 24 年度はかなり赤字が少ない。事業費が 2697 万に対し収入が 2270 万なので 400 万の差である。その年々によって当たり外れはあるかもしれないが、民間で事業計上した場合はこんな差はあり得ない。それによって補助金額にも影響があり、企画の内容によって補助金額を変える。このあたりの金額は補助金の委員会でも検討されるのだと思うが、本日色々な補助事業の説明を受け、百万、二百万で運営しているような事業もある中では、このあたりの運営企画は極めて重要だと感じられた。これは企画その他について文化事業協会に全部やらせているのか。事業費の中に委託料があり、協会が業者に委託しているのか。管理係の方では意見はするのか。【和田委員長】

○職員の中ではかなりそういったやり取りがある。24 年度に関しては市民会館大ホールの改修があり 1 月～3 月は使用できなかったため事業数が少なかった。過去の資料を見ていると、以前は黒字の事業も多かったが、最近は赤字の事業が多い。後ろ向きの話になるが 24 年度は事業数が少ないと赤字が少なかったというのが現状である。26 年度は事業数が多かったために支出も多かった。経費について、この事業をやりたいという希望があっても費用がかかりすぎるものはやらないようにしたり、舞台裏に出演者のための用意しておくものなどは出演者側が用意すると割高になるので管理係の職員が用意するなどの工夫はしているがなかなか追いつかないというのが現状である。【市民会館・公民館長】

◆大ホールでのイベントが少なければ赤字が少なく補助金も少なくて済むというのは皮肉な見方で、それが良いかどうかは別として、市民にとっては文化的なものをどんどんやって活性化しなければならないという補助金の本来の使命があるが、数字上はそういうことなのか。【和田委員長】

○現実としてはそうなので、補助金を活用したり共催で事業を実施したり、それらを増やすことで穴埋めできるのではないかと検討しているところである。【市民会館・公民館長】

◆自分からの質問は以上である。他に質問があればお願ひしたい。【和田委員長】

◆委託料の内容は何か。【稻垣委員】

○エージェントに支払う出演料である。近隣の会館等の情報を得ながら同じものが重ならないようにしている。出演料についても上限を決めて交渉にあたっている。事業をやると赤字になるというのはあるが、地元で本物の質の良い芸術に触れられるというところに重点を置いている。【市民会館・公民館長】

◆この事業以外は貸館か。【稻垣委員】

○貸しホールになっている。【市民会館・公民館長】

◆質問は以上とし事前説明を終了する。本日はありがとうございました。【和田委員長】

～閉会～